第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和７年度）

神奈川県横浜市中区元町１丁目１１番地

横浜高速鉄道株式会社
代表取締役社長　　國本　直哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
新高島駅 元町・中華街駅	旅客トイレの更新（2025年度） 元町側旅客トイレの更新（2025～2026年度）	2025年4月竣工。 2026年4月竣工予定。
馬車道駅 元町・中華街駅	エレベーターの更新(2025年度) エレベーターの更新(2025年度)	予定通り実施しました。

②　鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
施設・設備等の維持管理	エレベーターについては、駅営業時間外に定期点検を実施し、部品交換等の予防保全を実施します。また、バリアフリー設備については、月１回の巡回点検にて目視点検、機能確認を行います。	予定通り実施しました。

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	移動時や構内点検中、係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて案内誘導等の支援を行います。	記載の通り実施しました。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
案内サインの改善	周辺地区状況に合わせて、情報を拡充します（適宜実施）	新施設の案内を追加設置、全駅完了しました。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・移動時や構内点検中、係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて案内誘導等の支援を行います。	記載の通り実施しました。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ポスター掲出 サイネージ放映 駅構内放送	・「声掛けサポート運動」のポスター掲出とホームドアサイネージ放映を行います。 ・駅構内放送を通じて駅係員が積極的に声掛けを実施し、必要に応じて介助させていただくことを再周知します。	記載の通り実施しました。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、駅係員からの声掛けを強化するとともに、駅係員のスキル維持を進めます。また、お客様への理解・協力を求めることで、だれもが利用しやすい環境整備を図りました。

（３）報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

（４）その他

特になし

第2号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住　　所　神奈川県横浜市中区元町1丁目１１番地
事 業 者 名　　横浜高速鉄道株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　國本　直哉

Ⅰ．鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和8年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村 都道府県　23区・郡・市　町・村・区	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合省令の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	障害者用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
横浜高速鉄道株式会社	△	横浜　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　西区	208,897　人	○－	○	○	1	1	4　(4)　基	26　基	基	1　(1)　箇所	○	○	○	○	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社		新高島　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　西区	14,609　人	○－	○	○	2	2	4　(4)　基	11　基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
横浜高速鉄道株式会社		みなとみらい　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　西区	88,294　人	○－	○	○	1	1	2　(2)　基	20　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社		馬車道　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　中区	44,296　人	○－	○	○	1	1	4　(4)　基	10　基	基	1　(1)　箇所	○	○	○	○	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社		日本大通り　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　中区	27,779　人	○－	○	○	1	1	2　(2)　基	6　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社		元町・中華街　駅	みなとみらい２１　線	神奈川県　横浜市　中区	57,883　人	○－	○	○	1	1	5　(5)　基	18　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社	△	長津田　駅	こどもの国　線	神奈川県　横浜市　緑区	11,338　人	○－		○	1	1	1　(1)　基	基	基	箇所		○	－	－	○	1	○
横浜高速鉄道株式会社	△	恩田　駅	こどもの国　線	神奈川県　横浜市　青葉区	1,012　人	○		○	1	1	2　(2)　基	基	基	箇所		○	－	－	○	1	
横浜高速鉄道株式会社	△	こどもの国　駅	こどもの国　線	神奈川県　横浜市　青葉区	10,326　人	○		○	1	1	基	基	基	箇所		○	－	○	○	1	

第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和７年度）

神奈川県横浜市中区元町１丁目１１番地

横浜高速鉄道株式会社
代表取締役社長　　國本　直哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

第３号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和７年度）

住　　所　神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

事業者名　横浜高速鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　國本　直哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
みなとみらい２１線 こどもの国線	基準を満たしているため計画はありません	なし

②　鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
案内表示装置による情報提供の改善	車内案内表示器更新（2025年度～2026年度） Y500系1編成の車外表示器更新（2025年度）	車内案内表示器更新工事１編成完了 車外案内表示器更新工事対象全1編成完了

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

（３）報告書の公表方法

ホームページにて公表

（４）その他

（令和7年度）

Ⅱ．鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（令和8年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数（両）	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数（両）	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	9 編成 54 （両	9 編成 54 （両	9 編成	0 編成	編成	9 編成	9 編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
	成 （両	成 （両	編成	編成	編成	編成	編成
（合計）	9 編成 54 （両	9 編成 54 （両	9 編成	0 編成	0 編成	9 編成	9 編成

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	